

令和6年11月

民間排出事業者様

大阪湾広域臨海環境整備センター

令和7年度 処分料金後納制の導入について（お知らせ）

平素より、大阪湾広域臨海環境整備センターを御利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、令和7年度より下記のとおり処分料金後納制を導入させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

民間排出事業者様におかれましては、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 導入理由

民間排出事業者様への料金後納制の導入については、以前より強い御要望をいただいていることから、この度、民間排出事業者様の利便性の向上等を考慮させていただき導入することといたしました。

2 実施時期 令和7年4月～

3 対象事業者 全民間排出事業者様

4 請求頻度 2ヶ月に1回（年6回のご請求）

5 請求書発行日及び納期限

偶数月の1日に発行、納期限は請求書発行月の末日

（例：4月・5月利用分の請求書を6月1日に発行、納期限は6月30日）

【問合せ先】

大阪湾広域臨海環境整備センター 業務課

Tel06-6204-1722